平成２３年（再イ）第４８号
函館市湯川町１丁目20番８号
再生債務者　中山　享枝
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年３月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月22日　函館地方裁判所

平成２３年（再イ）第４９号
函館市広野町６番５―102号
再生債務者　竹下　正樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年３月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月22日　函館地方裁判所

平成２３年（再イ）第３５号
盛岡市南大通３丁目２番17号
再生債務者　鈴木　彰
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年３月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月22日
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（再イ）第３８号
福島県福島市蓬莱町２丁目115番地の４
再生債務者　矢口　明彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年３月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月22日　福島地方裁判所

平成２３年（再イ）第４２号
福島市野田町字道端57番地
再生債務者　安村　進
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年３月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月22日　福島地方裁判所

平成２３年（再イ）第６９４号
東京都目黒区中町１―９―11
再生債務者　松原美香子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　本件再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月21日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再イ）第３４８号
横浜市中区花咲町３丁目88番地４　グリフィン横浜・桜木町駅前弐番館1002号室
再生債務者　杉山栄理子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年３月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月22日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（再イ）第６１号
神奈川県小田原市国府津２丁目４番９号
再生債務者　鈴木　清二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年３月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月22日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

平成２３年（再ロ）第５号
長野県上田市古里831番地31
再生債務者　大塚　晴樹（旧姓西澤）
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年３月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月22日　長野地方裁判所上田支部

平成２３年（再イ）第３５号
静岡県富士宮市小泉2137番地の19
再生債務者　矢澤　竜一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年３月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月22日
静岡地方裁判所富士支部破産係

平成２３年（再イ）第５８号
和歌山県岩出市川尻109番地の15
再生債務者　廣岡　良和
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年３月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月22日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（再イ）第２６号
岡山県浅口市鴨方町六条院中3413番地
再生債務者　中務　浩
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年３月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月22日　岡山地方裁判所倉敷支部

公文書等の管理に関する独立行政法人農林水産消費安全技術センター公示第２号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号）第17条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第11条第３項の事務所の場所を変更するので、次のとおり公示する。

平成24年４月４日　独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長　吉羽　雅昭

変更前　神奈川県横浜市中区北仲通五丁目57番地　横浜第２合同庁舎
独立行政法人農林水産消費安全技術センター横浜事務所消費安全情報課内
変更後　神奈川県横浜市中区北仲通五丁目57番地　横浜第２合同庁舎
独立行政法人農林水産消費安全技術センター横浜事務所業務管理課内
変更前　北海道札幌市北区北十条西四丁目１番地13　道新北ビル
独立行政法人農林水産消費安全技術センター札幌センター総務課内
変更後　北海道札幌市北区北十条西四丁目１番地13　道新北ビル
独立行政法人農林水産消費安全技術センター札幌センター業務管理課内
変更前　宮城県仙台市宮城野区五輪一丁目３番15号　仙台第３合同庁舎
独立行政法人農林水産消費安全技術センター仙台センター総務課内
変更後　宮城県仙台市宮城野区五輪一丁目３番15号　仙台第３合同庁舎
独立行政法人農林水産消費安全技術センター仙台センター業務管理課内
変更前　愛知県名古屋市中区三の丸一丁目２番２号　名古屋農林総合庁舎２号館
独立行政法人農林水産消費安全技術センター名古屋センター総務課内
変更後　愛知県名古屋市中区三の丸一丁目２番２号　名古屋農林総合庁舎２号館
独立行政法人農林水産消費安全技術センター名古屋センター業務管理課内
変更前　兵庫県神戸市中央区港島南町一丁目３番７
独立行政法人農林水産消費安全技術センター神戸センター総務課内
変更後　兵庫県神戸市中央区港島南町一丁目３番７
独立行政法人農林水産消費安全技術センター神戸センター業務管理課内
変更前　福岡県福岡市東区千早三丁目11番15号
独立行政法人農林水産消費安全技術センター福岡センター総務課内
変更後　福岡県福岡市東区千早三丁目11番15号
独立行政法人農林水産消費安全技術センター福岡センター業務管理課内
変更前　福岡県北九州市門司区西海岸一丁目３番10号　門司港湾合同庁舎
独立行政法人農林水産消費安全技術センター福岡センター門司事務所消費安全情報課内
変更後　福岡県北九州市門司区西海岸一丁目３番10号　門司港湾合同庁舎
独立行政法人農林水産消費安全技術センター福岡センター門司事務所業務管理課内